

京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第10号）（総合教育センター学校統合推進室計画課）

京都市立竹の里小学校及び京都市立西陵中学校を統合して京都市立洛西陵明小中学校を、京都市立小栗栖宮山小学校、京都市立石田小学校及び京都市立小栗栖中学校を統合して京都市立栄桜小中学校を設置することとしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例

京都市立義務教育学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立向島秀蓮小中学校	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の28
--------------	----------------------

を

「

京都市立洛西陵明小中学校	京都市西京区大枝南福西町一丁目7番地
京都市立向島秀蓮小中学校	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の28
京都市立栄桜小中学校	京都市伏見区小栗栖森本町47番地の4

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立竹の里小学校	京都市西京区大原野東竹の里町四丁目1番地
------------	----------------------

、

「

京都市立小栗栖宮山小学校	京都市伏見区小栗栖宮山1番地の1
--------------	------------------

」

及び

「
| 京都市立石田小学校 | 京都市伏見区石田森西 2 4 番地 |
」

を削る。

3 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「
| 京都市立西陵中学校 | 京都市西京区大枝南福西町一丁目 3 番地 |
」

及び

「
| 京都市立小栗栖中学校 | 京都市伏見区石田川向 4 3 番地 |
」

を削る。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)